

学校感染症について

白馬高等学校

学校保健安全法により学校感染症に指定されている疾患に感染した場合、本人の病状回復と周囲への感染防止のため、学校長は該当生徒に対して速やかに「出席停止」などの措置をとることになっています。

措置については県への報告が必要となりますので、分かり次第、学校または担任等までご連絡ください。

なお、「出席停止」につきましては欠席扱いとはなりませんので、申し添えます。

学校において予防すべき感染症の種類は下記のように第 1 種・第 2 種・第 3 種に分類されています。

第 1 種	第 2 種	第 3 種
・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスによるもの) ・痘そう(天然痘) ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎(ポリオ) ・ジフテリア ・鳥インフルエンザ(H5N1)	・インフルエンザ(H5N1 以外) ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・新型コロナウイルス感染症	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 手足口病、ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症、 感染性胃腸炎など

出席停止期間の基準

・第 1 種 … 入院治療が必要なため、完治するまで。

・第 2 種 … 飛沫感染を主とするため、感染しやすい時期とする。

ただし、病状により学校医その他の医師の指示があればこの限りではない

インフルエンザ … 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

百日咳 … 特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで

麻疹 … 解熱後 3 日を経過するまで

流行性耳下腺炎 … 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで

風疹 … 発疹が消失するまで

水痘 … 全ての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜熱 … 主様症状が消退した後 2 日を経過するまで

結核 … 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

髄膜炎菌性髄膜炎 … 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

新型コロナウイルス感染症…発症した後 5 日を経過し、かつ症状が経過した後 1 日を経過するまで

・第 3 種 … 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

学校感染症と診断されたとき

・直ちに担任または学校に連絡を入れてください。

・登校許可については主治医の指示に従ってください。

・登校にあたっては

インフルエンザの場合…「治癒報告書」

新型コロナウイルス感染症の場合…「出席停止期間終了報告書」を学校に提出してください。

上記以外の場合…「登校許可証明書」を医療機関にご記入いただき、学校に提出してください。

*上記の書類は白馬高校の HP からダウンロードできます。